

# あなたを守る！家族を守る！ 住宅用火災警報器を設置

消防法及び市町村条例により全ての住宅に火災警報器の設置が義務付けられました。



## 住宅用火災警報器って何？

火災の煙や熱を自動的に感知して、音や声で知らせてくれる機器です。

## なぜ設置するの？

全国の住宅火災による死者数は増加傾向にあり、平成15年以降は毎年1,000人を超え、その6割が「逃げ遅れ」によるものです。

そこで、火災を早期に発見し、逃げ遅れによる死者数を低減するため、具体的な方策として住宅火災警報器の設置が義務付けられました。



## つけておいて良かった！奏功(助かった)事例

一人暮らしの住人(80代：女性)が鍋に火を掛けたまま就寝、煙が発生し住宅用火災警報器が鳴動、隣の住人が煙の臭いと火災警報器が鳴っていることに気づき80代女性を保護、その後119番通報し大事に至りませんでした。

## 電池交代を忘れずに！



住宅用火災警報器は、電池が切れそうになった時は、音や光で知らせてくれる機能を有しています。忘れずに電池交代を行いましょう。電池の確認は、1ヵ月に一回程度行うことをお勧めいたします。※電池寿命は、機種によって異なり、通常は約10年です。(詳しくは取り扱い説明書をご確認下さい。)悪質な訪問販売(不適切な価格・無理強い販売など)にご注意を！！

問い合わせ先

うるま市消防本部予防課 予防係

TEL 098-975-2119